

「SDGsから見た気候変動への多角的対応（日本の地域社会版）試案」

SDGs169の目標	気候変動・日本地域社会訳案	目標・指標
目標 1. あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる【国地総全般】		
1.1 2030年までに、現在1日1.25ドル未満で生活する人々と定義されている極度の貧困をあらゆる場所で終わらせる。		
1.2 2030年までに、各国定義によるあらゆる次元の貧困状態にある、すべての年齢の男性、女性、子どもの割合を半減させる。		
1.3 各国において最低限の基準を含む適切な社会保護制度及び対策を実施し、2030年までに貧困層及び脆弱層に対し十分な保護を達成する。		
1.4 2030年までに、貧困層及び脆弱層をはじめ、すべての男性及び女性が、基礎的サービスへのアクセス、土地及びその他の形態の財産に対する所有権と管理権限、相続財産、天然資源、適切な新技術、マイクロファイナンスを含む金融サービスに加え、経済的資源についても平等な権利を持つことができるように確保する。	1.4.JL 気候変動によって被害を受けやすい社会的弱者層、低所得者層をはじめ全ての住民が、その被害を予防的に軽減できるように、安定した収入を得られる就労支援、社会的支援策を強化する。	相対的貧困率、子どもの貧困率
1.5 2030年までに、貧困層や脆弱な状況にある人々の強靱性（レジリエンス）を構築し、気候変動に関連する極端な気象現象やその他の経済、社会、環境的ショックや災害に暴露や脆弱性を軽減する。	1.5.JL 気候変動を起因とする災害等によって被害を受けやすい低所得者層、脆弱な状況にある住民、地域を把握し、レジリエントを構築し、被害の予防的軽減（適応策）策を策定実施する。	【目標】 適応策の策定
1.a あらゆる次元での貧困を終わらせるための計画や政策を実施するべく、後発開発途上国をはじめとする開発途上国に対して適切かつ予測可能な手段を講じるため、開発協力の強化などを通じて、さまざまな供給源からの相当量の資源の動員を確保する。	1.ab.JL 気候変動によって被害を受けやすい開発途上国の地域社会への人的、政策的交流支援を、行政、住民、事業者の協働で実現する。	開発途上国の地域社会との気候変動、持続可能な地域社会関連の交流と支援プログラム数
1.b 貧困撲滅のための行動への投資拡大を支援するため、国、地域及び国際レベルで、貧困層やジェンダーに配慮した開発戦略に基づいた適正な政策的枠組みを構築する。		
目標 2. 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する【経安、国地総全般】		
2.1 2030年までに、飢餓を撲滅し、すべての人々、特に貧困層及び幼児を含む脆弱な立場にある人々が一年中安全かつ栄養のある食料を十分得られるようにする。	2.1.2.JL 貧困等により栄養不足の危険性の高い人々、乳幼児、高齢者が、気候変動の影響でより危険性が増加することのないように、さらに日常的な危険性が軽減するような、社会的仕組みを地域住民、事業者とともに構築する。	保健福祉分野の対策をカバーした地域適応計画の策定
2.2 5歳未満の子どもの発育阻害や消耗性疾患について国際的に合意されたターゲットを2025年までに達成するなど、2030年までにあらゆる形態の栄養不良を解消し、若年女子、妊婦・授乳婦及び高齢者の栄養ニーズへの対処を行う。		
2.3 2030年までに、土地、その他の生産資源や、投入財、知識、金融サービス、市場及び高付加価値化や非農業雇用への確実かつ平等なアクセスの確保などを通じて、女性、先住民、家族農家、牧畜民及び漁業者をはじめとする小規模食料生産者の農業生産性及び所得を倍増させる。	2.3.JL 小規模の農業生産者、水産業従事者の所得が向上し、持続可能な経営と次世代への継承が可能となるようにする	小規模の農業事業者数及び水産業事業者数及び割合
2.4 2030年までに、生産性を向上させ、生産量を増やし、生態系を維持し、気候変動や極端な気象現象、干ばつ、洪水及びその他の災害に対する適応能力を向上させ、漸進的に土地と土壌の質を改善させるような、持続可能な食料生産システムを確保し、強靱（レジリエント）な農業を実践する。	2.4.JL 食糧自給率を向上させるとともに、化学肥料や農薬に依存せず、生態系を維持し、気候変動や極端な気象現象、干ばつ、洪水及びその他の災害に対する適応能力を向上させ、漸進的に土地と土壌の質を改善させるような、持続可能な食料生産システムを確保し、エコでレジリエントな農業を実践する。	有機農業、特別栽培農業実践者数及び割合 農業分野の対策をカバーした地域適応計画の策定／食料自給率
2.5 2020年までに、国、地域及び国際レベルで適正に管理及び多様化された種子・植物バンクなども通じて、種子、栽培植物、飼育・家畜化された動物及びこれらの近縁野生種の遺伝的多様性を維持し、国際的合意に基づき、遺伝資源及びこれに関連する伝統的な知識へのアクセス及びその利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分を促進する。】	2.5.JL 地域にあった多様な種子及び遺伝子資源の保全するとともに、地域住民による公正な活用を確保する。また、気候変動に適応した種子の利活用を小規模・零細規模の農業生産者や家庭菜園従事者が互恵的、公平に利活用できるようにする	【目標】 種子条例の制定
2.a 開発途上国、特に後発開発途上国における農業生産能力向上のために、国際協力の強化などを通じて、農村インフラ、農業研究・普及サービス、技術開発及び植物・家畜のジーン・バンクへの投資の拡大を図る。	2.ab.JL 気候変動によって被害を受けやすい開発途上国の地域社会の食糧生産への人的、政策的、技術的交流支援を、行政、住民、事業者の協働で実現する	開発途上国の地域社会への食糧生産関連の交流と支援プログラム数
2.b ドーナ開発ラウンドの決議に従い、すべての形態の農産物輸出補助金及び同等の効果を持つすべての輸出措置の並行的撤廃などを通じて、世界の農産物市場における貿易制限や歪みを是正及び防止する。		
2.c 食料価格の極端な変動に歯止めをかけるため、食料市場及びデリバティブ市場の適正な機能を確保するための措置を講じ、食料備蓄などの市場情報への適時のアクセスを容易にする。		
目標 3. あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する		
3.1 2030年までに、世界の妊産婦の死亡率を出生10万人当たり70人未満に削減する。		
3.2 すべての国が新生児死亡率を少なくとも出生1,000件中12件以下まで減らし、5歳以下死亡率を少なくとも出生1,000件中25件以下まで減らすことを目指し、2030年までに、新生児及び5歳未満児の予防可能な死亡を根絶する。	3.1.2.JL 気候変動の影響によって妊産婦及び乳幼児のストレスが増大死亡率が上昇することがないように、政策的・社会的枠組みを強化する	妊産婦死亡率、乳幼児死亡率
3.3 2030年までに、エイズ、結核、マラリア及び見逃されぬ熱帯病といった伝染病を根絶するとともに肝炎、水系感染症及びその他の感染症に対処する。	3.3.JL 気温上昇に伴う熱帯性、亜熱帯性感染症の感染に予防的措置をとる。また生態系への負の影響が大きい薬剤の散布、使用を禁じる。	感染症罹患率
3.4 2030年までに、非感染性疾患による若年死亡率を、予防や治療を通じて3分の1減少させ、精神保健及び福祉を促進する。		
3.5 薬物乱用やアルコールの有害な摂取を含む、物質乱用の防止・治療を強化する。		
3.6 2020年までに、世界の道路交通事故による死傷者を半減させる。	3.6.JL 次世代型自動車への移行とともに、歩くまちづくり、自転車のまちづくりをすすめ、死傷者を半減する	歩行専用道、分離された歩道、自転車道の延長距離、次世代自動車普及率、交通事故死傷者数。
3.7 2030年までに、家族計画、情報・教育及び性と生殖に関する健康の国家戦略・計画への組み入れを含む、性と生殖に関する保健サービスをすべての人々が利用できるようにする。		
3.8 すべての人々に対する財政リスクからの保護、質の高い基礎的な保健サービスへのアクセス及び安全で効果的かつ質が高く安価な必須医薬品とワクチンへのアクセスを含む、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）を達成する。		
3.9 2030年までに、有害化学物質、ならびに大気、水質及び土壌の汚染による死亡及び疾病の件数を大幅に減少させる。	3.9.JL 2030年までに、有害化学物質の使用量を大幅に削減するとともに、大気、水質及び土壌の汚染による死亡及び疾病の件数をゼロに近づける。	大気、水質及び土壌の汚染による死亡及び疾病の件数。農業使用量
3.a すべての国々において、たはこの規制に関する世界保健機関枠組条約の実施を適宜強化する。		
3.b 主に開発途上国に影響を及ぼす感染性及び非感染性疾患のワクチン及び医薬品の研究開発を支援する。また、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS 協定）及び公衆の健康に関するドーハ宣言に従い、安価な必須医薬品及びワクチンへのアクセスを提供する。同宣言は公衆衛生保護及び、特にすべての人々への医薬品のアクセス提供にかかわる「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS 協定）」の柔軟性に関する規定を最大限に行使する開発途上国の権利を確約したものである。		
3.c 開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国において保健財政及び保健人材の採用、能力開発・訓練及び定着を大幅に拡大させる。	3.c.JL 気候変動によって被害を受けやすい開発途上国の地域社会への保健人材の育成に対しての交流支援を、行政、住民、事業者の協働で実現する	開発途上国の地域社会への保健関連の交流と支援プログラム数
3.d すべての国々、特に開発途上国の国家・世界規模な健康危険因子の早期警告、危険因子緩和及び危険因子管理のための能力を強化する。		
目標 4. すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する		
4.1 2030年までに、すべての子どもが男女の区別なく、適切かつ効果的な学習成果をもたらす、無償かつ公正で質の高い初等教育及び中等教育を修了できるようにする。	4.1.JL 初等教育及び中等教育において、気候変動問題や持続可能な地域社会づくりを学び、自ら考え行動する若者づくりを体系的に行う	小中学校、高等学校での環境学習、ESDの取り組み時間
4.2 2030年までに、すべての子どもが男女の区別なく、質の高い乳幼児の発達・ケア及び就学前教育にアクセスすることにより、初等教育を受ける準備が整うようにする。	4.2.JL すべての子どもが男女の区別なく、就学前に地域の文化・自然体験や木育などに容易にアクセスできる環境づくりを実現すると共に、それに対応できる質の高い教育者を養成する。	人口あたりの木育関連施設数
4.3 2030年までに、すべての人々が男女の区別なく、手の届く質の高い技術教育・職業教育及び大学を含む高等教育への平等なアクセスを得られるようにする。	4.3.JL 気候変動や環境問題の解決に役立つ技術教育・職業教育を推進する	気候変動や環境問題の解決に役立つ技術教育・職業教育の実践プログラム数
4.4 2030年までに、技術的・職業的スキルなど、雇用、働きがいのある人間らしい仕事及び起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる。		
4.5 2030年までに、教育におけるジェンダー格差を無くし、障害者、先住民及び脆弱な立場にある子どもなど、脆弱層があらゆるレベルの教育や職業訓練に平等にアクセスできるようにする。		
4.6 2030年までに、すべての若者及び大多数（男女ともに）の成人が、読み書き能力及び基本的計算能力を身に付けられるようにする。		

SDGs169の目標	気候変動・日本地域社会訳案	目標・指標
4.7 2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性及び文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。	4.7.JL 持続可能な開発のための教育(ESD)を階層に応じた継続的に推進・発展する。そのための社会的仕組みを構築するとともに、創造性を活かした多様な活動を促進する。	ESDの実践プログラム数、「エコスクール」「グリーンフラッグ」取り組み数
4.a 子ども、障害及びジェンダーに配慮した教育施設を構築・改良し、すべての人々に安全で非暴力的、包摂的、効果的な学習環境を提供できるようにする。		
4.b 2020年までに、開発途上国、特に後開発途上国及び小島嶼開発途上国、ならびにアフリカ諸国を対象とした、職業訓練、情報通信技術(ICT)、技術・工学・科学プログラムなど、先進国及びその他の開発途上国における高等教育の奨学金の件数を全世界で大幅に増加させる。	4.b.JL 気候変動によって被害を受けやすい開発途上国の地域社会への職業訓練、技術・工学・科学プログラムに対しての交流支援を、行政、住民、事業者の協働で実現する	開発途上国の地域社会への職業訓練等の交流と支援プログラム数
4.c 2030年までに、開発途上国、特に後開発途上国及び小島嶼開発途上国における教員研修のための国際協力などを通じて、質の高い教員の数を大幅に増加させる。	4.c.JL 気候変動によって被害を受けやすい開発途上国の地域社会への教員研修に対しての交流支援を、行政、住民、事業者の協働で実現する	開発途上国の地域社会への教員研修の交流と支援プログラム数
目標 5. ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う		
5.1 あらゆる場所におけるすべての女性及び女児に対するあらゆる形態の差別を撤廃する。		
5.2 人身売買や性的、その他の種類の搾取など、すべての女性及び女児に対する、公共・私的空間におけるあらゆる形態の暴力を排除する。		
5.3 未成年者の結婚、早期結婚、強制結婚及び女性器切除など、あらゆる有害な慣行を撤廃する。		
5.4 公共のサービス、インフラ及び社会保障政策の提供、ならびに各国の状況に応じた世帯・家族内における責任分担を通じて、無報酬の育児・介護や家事労働を認識・評価する。		
5.5 政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。	5.5.JL 政治、経済、公共分野での気候変動への対応に関するあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。	女性議員の比率。気候変動に関連する審議会、委員会等及び地域協働組織等の女性委員、参加者数及びリーダー層の比率
5.6 国際人口・開発会議(ICPD)の行動計画及び北京行動綱領、ならびにこれらの検証会議の成果文書に従い、性と生殖に関する健康及び権利への普遍的アクセスを確保する。		
5.a 女性に対し、経済的資源に対する同等の権利、ならびに各国法に従い、オーナーシップ及び土地その他の財産、金融サービス、相続財産、天然資源に対するアクセスを与えるための改革に着手する。		
5.b 女性の能力強化促進のため、ICTをはじめとする実現技術の活用を強化する。		
5.e ジェンダー平等の促進、ならびにすべての女性及び女子のあらゆるレベルでの能力強化のための適正な政策及び拘束力のある法規を導入・強化する。		
目標 6. すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する		
6.1 2030年までに、すべての人々の、安全で安価な飲料水の普遍的かつ衡平なアクセスを達成する。	6.1.JL 水道水を飲料水とする割合を100%に近づけ、公共の場や街中で安全な給水スポットを拡充する。有料ミネラルウォーターの利用割合をゼロに近づけ、または大幅に削減する	ペットボトル入り缶入りミネラルウォーター、お茶飲料の購買量
6.2 2030年までに、すべての人々の、適切かつ平等な下水施設・衛生施設へのアクセスを達成し、野外での排泄をなくす。女性及び女児、ならびに脆弱な立場にある人々のニーズに特に注意を払う。	6.2.JL/6.3.JL/6.a.JL 下水施設・衛生施設の公共管理を維持し、全ての市民の適切なアクセスとその水質を維持するとともに、その維持・更新にあたっては、効率的利用や再利用技術の導入等を進め、施設からの温室効果ガス排出量を十分小さいものとする。	下水施設・衛生施設からの温室効果ガス排出量
6.3 2030年までに、汚染の減少、投棄の廃絶と有害な化学物質・物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用の世界的規模で大幅に増加させることにより、水質を改善する。		
6.4 2030年までに、全セクターにおいて水利用の効率を大幅に改善し、淡水の持続可能な採取及び供給を確保し水不足に対処するとともに、水不足に悩む人々の数を大幅に減少させる。	6.4.JL 節水等により、水利用の効率を大幅に改善し、1人あたりの水使用量を大きく減らす。	1人あたりの水使用量
6.5 2030年までに、国境を越えた適切な協力を含む、あらゆるレベルでの統合水資源管理を実施する。		
6.6 2020年までに、山地、森林、湿地、河川、帯水層、湖沼を含む水に関連する生態系の保護・回復を行う。	6.6.JL 山地、森林、湿地、河川、帯水層、湖沼を含む水に関連する生態系と、その温室効果ガス吸収固定機能が適切に発揮されるよう、保護・回復させる。	適切に管理された山地、森林、湿地、河川、帯水層、湖沼の面積
6.a 2030年までに、集水、海水淡水化、水の効率的利用、排水処理、リサイクル・再利用技術を含む開発途上国における水と衛生分野での活動と計画を対象とした国際協力と能力構築支援を拡大する。	6.a.JL 気候変動によって被害を受けやすい開発途上国の地域社会の水の効率的利用、排水処理、リサイクル・再利用技術に関しての協力、支援、交流を行政、住民、事業者の協働で実現する	
6.b 水と衛生の管理向上における地域コミュニティの参加を支援・強化する。	6.b 水と衛生の管理に関する住民、地域コミュニティの参加を強化する	
目標 7. すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する		
7.1 2030年までに、安価かつ信頼できる現代的エネルギーサービスへの普遍的アクセスを確保する。	7.1.JL 市民・事業者による再生可能エネルギー導入及び再生可能エネルギー由来の電力・熱・燃料の選択を促進する。また、市民・事業者による建物や施設の省エネルギー改修及び高効率の機器の導入を支援する。	一定の省エネルギー基準を満たす住宅・非住宅・機器(ゼロエネルギーハウス、低エネルギーハウス等)の割合 電力・熱・燃料における再生可能エネルギー導入量及び比率
7.2 2030年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。	7.2.JL 行政施設、事業における再生可能エネルギーを大幅導入するとともに、地域内における再生可能エネルギーの利用割合を大幅に拡大させる。	公共施設における再生可能エネルギー導入量及び比率
7.3 2030年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。	7.3.JL 行政施設、事業におけるエネルギー効率を大幅改善するとともに、地域内のエネルギー効率を大幅に改善させる。	公共施設における一定の省エネルギー基準を満たす住宅・非住宅・機器の割合
7.a 2030年までに、再生可能エネルギー、エネルギー効率及び先進的かつ環境負荷の低い化石燃料技術などのクリーンエネルギーの研究及び技術へのアクセスを促進するための国際協力を強化し、エネルギー関連インフラとクリーンエネルギー技術への投資を促進する。	7.a.JL 再生可能エネルギー活用やエネルギー効率の向上に係る社会的仕組みの情報交流を進めるとともに、それに対する投資を促進させ、地域内資金循環を拡大する。	再生可能エネルギーに対する投資額、省エネルギー建築物・機器に対する投資額
7.b 2030年までに、各々の支援プログラムに沿って開発途上国、特に後開発途上国及び小島嶼開発途上国、内陸開発途上国のすべての人々に現代的で持続可能なエネルギーサービスを提供できるように、インフラ拡大と技術向上を行う。	7.b.JL 再生可能エネルギーやエネルギー効率の向上に係るインフラや技術を開発途上国が活用しやすいように、支援や技術移転を行政、住民、事業者の協働ですすめる	開発途上国の再生可能エネルギー導入・エネルギー効率向上に係る支援件数
目標 8. 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する		
8.1 各国の状況に応じて、一人当たり経済成長率を継続させる。特に後開発途上国は少なくとも年率7%の成長率を保つ。		
8.2 高付加価値セクターや労働集約型セクターに重点を置くことなどにより、多様化、技術向上及びイノベーションを通じた高いレベルの経済生産性を達成する。		
8.3 生産活動や適切な雇用創出、起業、創造性及びイノベーションを支援する開発重視型の政策を促進するとともに、金融サービスへのアクセス改善などを通じて中小零細企業の設立や成長を奨励する。	8.3.JL/8.10.JL 温室効果ガス排出量が小さい、ないしは抑制する産業や技術開発を促進し、雇用を創出するとともに、その取り組みへの地域金融機関からの運営支援を促進する。	一定の炭素集約度を担保する事業の雇用者数・取引額、一定の炭素集約度を担保する事業への投資総額
8.4 2030年までに、世界の消費と生産における資源効率を漸進的に改善させ、先進国主導の下、持続可能な消費と生産に関する10年計画枠組みに従い、経済成長と環境悪化の分断を図る。	8.4.JL 消費と生産を含むあらゆる側面でのエネルギー効率を改善を促進し、消費者が環境保全型、省エネ型製品を優先的に選択できるように情報提供や教育をNGO/NPOと協働ですすめる。	市民セクターにおける炭素集約度
8.5 2030年までに、若者や障害者を含むすべての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、ならびに同一労働同一賃金を達成する。		
8.6 2020年までに、就労、就学及び職業訓練のいずれも行っていない若者の割合を大幅に減らす。		
8.7 強制労働を根絶し、現代の奴隷制、人身売買を終らせるための緊急かつ効果的な措置の実施、最悪な形態の児童労働の禁止及び撲滅を確保する。2025年までに児童兵士の募集と使用を含むあらゆる形態の児童労働を撲滅する。		
8.8 移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、すべての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。		
8.9 2030年までに、雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業を促進するための政策を立案し実施する。	8.9.JL 観光関連施設や宿泊施設等からの温室効果ガスの削減、温室効果ガス排出量が小さい、ないしは排出抑制につながるエコツアーを促進する政策を実施する	観光業における温室効果ガス排出量
8.10 国内の金融機関の能力を強化し、すべての人々の銀行取引、保険及び金融サービスへのアクセスを促進・拡大する。		
8.a 後開発途上国への貿易関連技術支援のための拡大統合フレームワーク(EIPF)などを通じて支援を含む、開発途上国、特に後開発途上国に対する貿易のための援助を拡大する。		
8.b 2020年までに、若年雇用のための世界的戦略及び国際労働機関(ILO)の仕事に関する世界協定の実施を展開・運用化する。		

SDGs169の目標	気候変動・日本地域社会訳案	目標・指標
目標 9. 強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る		
9.1 すべての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱(レジリエント)なインフラを開発する。	9.1JL/9.4JL 持続可能性と生活の質(QOL)を高めるために、インフラや社会構造を自立型、地域循環型で、レジリエントかつ脱炭素型に変換する	地域の再生可能エネルギーによるエネルギー自給率、シュタットベルケの設置
9.2 包摂的かつ持続可能な産業化を促進し、2030年までに各国の状況に応じて雇用及びGDPに占める産業セクターの割合を大幅に増加させる。後発開発途上国については同割合を倍増させる。	9.2JL 脱炭素社会につながるインフラを構築する事業を地域で創出し、地域での経済・資金循環や雇用の創出を図る。	再生可能エネルギー・省エネルギーに関する地域電力会社・地域エネルギー会社数、地域内総生産に対するエネルギー収支の割合
9.3 特に開発途上国における小規模の製造業その他の企業の、安価な資金貸付などの金融サービスやバリューチェーン及び市場への統合へのアクセスを拡大する。	9.3JL 再生可能エネルギー事業等の、脱炭素社会構築につながる事業や取り組みに対する地域金融機関の運営支援を促進する。	再生可能エネルギー・脱炭素に関連する事業に対する地域金融機関の融資総額
9.4 2030年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。すべての国々は各国の能力に応じた取組を行う。	9.1に包含	
9.5 2030年までにイノベーションを促進させることや100万人当たりの研究開発従事者数を大幅に増加させ、また官民研究開発の支出を拡大させるなど、開発途上国をはじめとするすべての国々の産業セクターにおける科学研究を促進し、技術能力を向上させる。	9.5JL 脱炭素社会構築につながる研究や技術開発に関わる人を増やし、その取り組みを促進する。	脱炭素社会構築につながる研究開発費・研究開発従事者数
9.a アフリカ諸国、後発開発途上国、内陸開発途上国及び小島嶼開発途上国への金融・テクノロジー・技術の支援強化を通じて、開発途上国における持続可能かつ強靱(レジリエント)なインフラ開発を促進する。	気候変動によって被害を受けやすい開発途上国の地域社会への交流支援を、行政、住民、事業者の協働で実現することにより、持続可能かつ強靱(レジリエント)なインフラ開発に貢献する	
9.b 産業の多様化や商品への付加価値創造などに資する政策環境の確保などを通じて、開発途上国の国内における技術開発、研究及びイノベーションを支援する。		
9.c 後発開発途上国において情報通信技術へのアクセスを大幅に向上させ、2020年までに普遍的かつ安価なインターネット・アクセスを提供できるよう図る。		
10.1 2030年までに、各国の所得下位40%の所得成長率について、国内平均を上回る数値を漸進的に達成し、持続させる。		
10.2 2030年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、すべての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。		
10.3 差別的な法律、政策及び慣行の撤廃、ならびに適切な関連法規、政策、行動の促進などを通じて、機会均等を確保し、成果の不平等を是正する。		
10.4 税制、賃金、社会保障政策をはじめとする政策を導入し、平等の拡大を漸進的に達成する。		
10.5 世界金融市場と金融機関に対する規制とモニタリングを改善し、こうした規制の実施を強化する。		
10.6 地球規模の国際経済・金融制度の意思決定における開発途上国の参加や発言力を拡大させることにより、より効果的で信用力があり、説明責任のある正当な制度を実現する。		
10.7 計画に基づき良く管理された移民政策の実施などを通じて、秩序のとれた、安全で規則的かつ責任ある移住や流動性を促進する。		
10.a 世界貿易機関(WTO)協定に従い、開発途上国、特に後発開発途上国に対する特別かつ異なる待遇の原則を実施する。		
10.b 各国の国家計画やプログラムに従って、後発開発途上国、アフリカ諸国、小島嶼開発途上国及び内陸開発途上国を始めたとする、ニーズが最も大きい国々への、政府開発援助(ODA)及び海外直接投資を含む資金の流入を促進する。		
10.c 2030年までに、移住労働者による送金コストを3%未満に引き下げ、コストが5%を超える送金経路を撤廃する。		
目標 11. 包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する		
11.1 2030年までに、すべての人々の、適切、安全かつ安価な住宅及び基本的サービスへのアクセスを確保し、スラムを改善する。	11.1JL 2030年までに、すべての人々の、適切、安全かつ安価な住宅及び基本的サービスへのアクセスを確保し、ホームレスを解消する	
11.2 2030年までに、脆弱な立場にある人々、女性、子ども、障害者及び高齢者のニーズに特に配慮し、公共交通機関の拡大などを通じた交通の安全性改善により、すべての人々に、安全かつ安価で容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する。	11.2JL 2030年までに、すべての人々に、安全かつ安価で容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供するため、脆弱な立場にある人々、女性、子ども、障害者及び高齢者のニーズに特に配慮し、シェアサイクル、福祉輸送等を進めるとともに、公共交通機関の拡大などを促進する	公共交通機関利用者数
11.3 2030年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、すべての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。	11.3JL 持続可能で生活の質(QOL)とエネルギー効率の高い地域社会基盤を構築をすすめるために住民参加型の計画策定と管理能力を強化する。都市機能の拡散による資源的、経済的な無駄をなくし、住民生活の利便性、効率性を向上させるとともに、地域の伝統文化の多様性を損なわない手法によるコンパクトシティのための立地適正化計画等を策定し、住民参画による実施体制を整備する	
11.4 世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化する。	11.4JL 地域の文化資源及び自然資源の保護・保全を強化するとともに、それに役立つ地域の観光産業を育成する	
11.5 2030年までに、貧困層及び脆弱な立場にある人々の保護に焦点をあてながら、水関連災害などの災害による死者や被災者数を大幅に削減し、世界の国内総生産比で直接的経済損失を大幅に減らす。	11.5JL 社会的排除の状態に置かれがちな低所得層、独居者などを積極的につなげ、地域コミュニティ主体で災害教育、減災プラン策定等ができるサポート体制を整備する	
11.6 2030年までに、大気、水質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。	特に一時的な大気汚染度の高い地域では法の定める環境基準にこだわらない厳格な取組を実施するとともに、自動車排ガスを排出しないEV自動車や水素自動車の普及促進に取り組む。廃棄物の適正管理による生活環境衛生の保全はもとより、できる限り焼却や埋立てに依存しない、発生抑制策を構築する。	環境基準達成率、最終処分量
11.7 2030年までに、女性、子ども、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。	住民一人あたりの公園緑地面積拡大に努めるとともに、公共施設等公共空間に人々が自由に集い、休息できるスペースを一定量確保することに努める。	住民一人当たり公園面積
11.a 各国・地域規模の開発計画の強化を通じて、経済、社会、環境面における都市部、都市周辺部及び農村部間の良好なつながりを支援する。	資源循環経済(サーキュラーエコノミー)の実現のため、食料やエネルギーの生産消費を近隣自治体で行う協定等を締結し、公共施設で積極的に活用する。災害時、協力体制を確保するため、他自治体との災害援助協定を締結する。	食料、エネルギーまたは災害時支援に関する地域間の協定締結
11.b 2020年までに、包含、資源効率、気候変動の緩和と適応、災害に対する強靱さ(レジリエンス)を目指す総合的政策及び計画を導入・実施した都市及び人間居住地の件数を大幅に増加させ、仙台防災枠組2015-2030に沿って、あらゆるレベルでの総合的な災害リスク管理の策定と実施を行う。	2030年までに自治体総合計画を、資源効率、気候変動の緩和と適応、災害に対する強靱さ(レジリエンス)を実現する内容に改定するとともに、住民との協働による実施体制を構築する。	
11.c 財政的及び技術的な支援などを通じて、後発開発途上国における現地の資材を用いた、持続可能かつ強靱(レジリエント)な建造物の整備を支援する。	公共施設の建設、改築時に使用する建材がその産地の環境や住民の生活を脅かすものになっていないかを事前にチェックする基準を設けるとともに、できる限り建材の地産地消をすすめるための森林整備、建材のリユース、リサイクルをすすめる。地産の木材を活用した住宅内部の木質化など、地域の建材の地産地消を推進する	公共施設における木質化個人住宅等への木質化補助金の活用
目標 12. 持続可能な生産消費形態を確保する		
12.1 開発途上国の開発状況や能力を勘案しつつ、持続可能な消費と生産に関する10年計画枠組み(10YFP)を実施し、先進国主導の下、すべての国々が対策を講じる。	持続可能な生産・消費に関するプログラムを子どもから大人まで受講できる継続的な機会を設ける。「フェアトレードタウン」のようにフェアトレード商品を選択できる店を増やす仕組みをつくる。	
12.2 2030年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。	2030年までにまずは公共施設での省エネ化をすすめるとともに、再エネ利用割合を100%とする。公共施設で達成でき次第地域にも普及させる目標を持って取り組む。地域の木材の持続的な活用を推進するため、子どもから大人まで地域の木材に親しみ、活用を推進するしくみや、木育をすすめるしくみをつくる。	木育推進施設(公共施設、企業のスペース)の数
12.3 2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させる。	家庭向けには食品ロス削減のための行動例の周知、小売業と連携した削減キャンペーンの実施、自家処理(コンポスト化等)の促進、事業者には食品ロス削減のための優良事例共有、削減キャンペーン等支援策、処理料金の適正化等2Rの推進に優先して取り組む。	食品廃棄物(または食品ロス)排出量
12.4 2020年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質やすべての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。		
12.5 2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。	2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。	一般廃棄物排出量、最終処分量(再掲)
12.6 特に大企業や多国籍企業などの企業に対し、持続可能な取り組みを導入し、持続可能性に関する情報を定期報告に盛り込むよう奨励する。	自治体と取引関係にある企業からの成果報告書に地域の「持続可能性への貢献への関与」の項目をつくり記載を求める。その内容を市民に公開するとともに、事務事業評価の評価項目として活用する。	

SDGs169の目標	気候変動・日本地域社会訳案	目標・指標
12.7 国内の政策や優先事項に従って持続可能な公共調達を促進する。	グリーン購入法に従い、公共調達の割合を原則100%にする。電力等エネルギーの購入契約では価格だけではなく環境や社会へのインパクトを考慮した入札要件を設定し、庁内合意のもとで購入先を決定できる仕組みをつくる。	
12.8 2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようになる。	自治体が発するすべての啓発、教育事業に関して、2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する意識を持つ機会にふれることができる状態を作り出すため、仕掛けを設けるための庁内体制を整える。	
12.a 開発途上国に対し、より持続可能な消費・生産形態の促進のための科学的・技術的能力の強化を支援する。	自治体の経験を活かし、海外自治体の特性に合わせた持続可能な消費・生産形態の促進のための技術協力に取り組む。	
12.b 雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業に対して持続可能な開発をもたらす影響を測定する手法を開発・導入する。	雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業のビジョンとその達成度を把握する計量可能な指標を策定し、モニタリングと改善に取り組む。	
12.c 開発途上国の特別なニーズや状況を十分考慮し、貧困層やコミュニティを保護する形で開発に関する悪影響を最小限に留めつつ、税制改正や、有害な補助金が存在する場合はその環境への影響を考慮してその段階的廃止などを通じ、各国の状況に応じて、市場のひずみを除去することで、浪費的な消費を奨励する。化石燃料に対する非効率な補助金を合理化する。	自治体として環境や社会、地域経済循環に反しない投資を行うガイドラインを策定する。自治体が出す補助金の募集要項に持続可能性への貢献に関する要件を設定し、受給者の意識向上を促す。	
目標 13. 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる*【国地気候全般】		
*国連気候変動枠組条約（UNFCCC）が、気候変動への世界的対応について交渉を行う基本的な国際的、政府間対話の場であると認識している。		
13.1 すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。	地域の社会・経済状況及びその将来予測を踏まえた気候関連災害や自然災害に対する強靱性及び適応能力を高める施策を体系的に整理し計画に盛り込む。	地域適応計画の策定（再掲）
13.2 気候変動対策を国別の政策、戦略及び計画に盛り込む。		
13.3 気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。	地域の自然や地形、産業などの特性に応じ、気候変動の緩和や自然災害に対するレジリエントな適応能力を強化する。	地域住民による体験的な取組回数
13.a 重要な緩和行動の実施とその実施における透明性確保に関する開発途上国のニーズに対応するため、2020年までにあらゆる供給源から年間1,000億ドルを共同で動員するという、UNFCCCの先進締約国によるコミットメントを実施するとともに、可能な限り速やかに資本を投入して緑の気候基金を本格始動させる。		
13.b 後発開発途上国及び小島嶼開発途上国において、女性や青年、地方及び社会的に疎外されたコミュニティに焦点を当てることを含め、気候変動関連の効果的な計画策定と管理のための能力を向上するメカニズムを推進する。		
目標 14. 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する		
14.1 2025年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。		
14.2 2020年までに、海洋及び沿岸の生態系に関する重大な悪影響を回避するため、強靱性（レジリエンス）の強化などによる持続的な管理と保護を行い、健全で生産的な海洋を実現するため、海洋及び沿岸の生態系の回復のための取組を行う。	2020年までに、海洋汚染の大きな原因が河川の汚染にあることから、マイクロプラスチックを含め、汚染水を河川に流さない排水管理を徹底する。	
14.3 あらゆるレベルでの科学的協力の促進などを通じて、海洋酸性化の影響を最小限にし、対処する。	2020年までに、海洋酸性化の原因が二酸化炭素の過剰排出にあることから、海洋酸性化の防止を視野に入れて二酸化炭素削減に取り組むことができる体制を構築する。	
14.4 水産資源を、実現可能な最短期間で少なくとも各資源の生物学的特性によって定められる最大持続生産量のレベルまで回復させるため、2020年までに、漁獲を効果的に規制し、過剰漁業や違法・無報告・無規制（IUU）漁業及び破壊的な漁業慣行を終了し、科学的な管理計画を実施する。		
14.5 2020年までに、国内法及び国際法に則り、最大限入手可能な科学情報に基づいて、少なくとも沿岸域及び海域の10パーセントを保全する。		
14.6 開発途上国及び後発開発途上国に対する適切かつ効果的な、特別かつ異なる待遇が、世界貿易機関（WTO）漁業補助金交渉の不可分の要素であるべきことを認識した上で、2020年までに、過剰漁獲能力や過剰漁獲につながる漁業補助金を禁止し、違法・無報告・無規制（IUU）漁業につながる補助金を撤廃し、同様の新たな補助金の導入を抑制する2。		
注釈2 現在進行中の世界貿易機関（WTO）交渉およびWTOドーハ開発アジェンダ、ならびに香港閣僚宣言のマandatを考慮。		
14.7 2030年までに、漁業、水産養殖及び観光の持続可能な管理などを通じ、小島嶼開発途上国及び後発開発途上国の海洋資源の持続的な利用による経済的便益を増大させる。	2020年までに、海洋資源保護のための取り組みに関して、観光業を含めた庁内チームをつくり、そこが地元漁協を中心とした漁業関係者と取り決めを行い、2025年までに実行している。また2030年までに、海外自治体への技術、ノウハウに関する交流を始める。	
14.a 海洋の健全性の改善と、開発途上国、特に小島嶼開発途上国および後発開発途上国の開発における海洋生物多様性の寄与向上のために、海洋技術の移転に関するユネスコ政府間海洋学委員会の基準・ガイドラインを勘案しつつ、科学的知識の増進、研究能力の向上、及び海洋技術の移転を行う。		
14.b 小規模・沿岸零細漁業者に対し、海洋資源及び市場へのアクセスを提供する。		
14.c 「我々の求める未来」のパラ158において想起されるとおり、海洋及び海洋資源の保全及び持続可能な利用のための法的枠組みを規定する海洋法に関する国際連合条約（UNCLOS）に反映されている国際法を実施することにより、海洋及び海洋資源の保全及び持続可能な利用を強化する。		
目標 15. 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の防止・回復及び生物多様性の損失を阻止する		
15.1 2020年までに、国際協定の下での義務に則って、森林、湿地、山地及び乾燥地をはじめとする陸域生態系と内陸淡水生態系及びそれらのサービスの保全、回復及び持続可能な利用を確保する。	2020年までに、関係省庁とも連携しながら、自治体によるあらゆる生態系サービスの利用に関して、保全、回復及び持続可能な利用に配慮するガイドラインを定め、2030年までに標準作業手続きとして定着させる。	森林農業による生態系保全育成ガイドラインの策定
15.2 2020年までに、あらゆる種類の森林の持続可能な経営の実施を促進し、森林減少を阻止し、劣化した森林を回復し、世界全体で新規植林及び再植林を大幅に増加させる。	2020年までに、林業の成長産業化の実現と森林資源の適正な管理の両立を図る森林経営管理法、そして森林環境課と税、地域林政アドバイザー制度等について、自治体と林業界が同じテーブルにつき運用・活用策を作成し、適正な施策を実現していく。	森林経営管理法の見直し
15.3 2030年までに、砂漠化に対処し、砂漠化、干ばつ及び洪水の影響を受けた土地などの劣化した土地と土壌を回復し、土地劣化に荷担しない世界の達成に尽力する。	2020年までに、自然災害等による土砂流出等被害の回復に向けた危機管理マニュアルを策定する。2025年までに、住民への防災教育、災害ボランティア育成、他自治体との相互援助協定の締結を行う。2030年までに被害を最小化するための地域づくりについて海外自治体との交流を行う。	土砂流出防止及び危機管理マニュアルの策定
15.4 2030年までに持続可能な開発に不可欠な便益をもたらす山地生態系の能力を強化するため、生物多様性を含む山地生態系の保全を確実にする。	2020年までに、地元林業組合を中心とした林業関係者が集まり、持続可能な林業の育成、森林の保全・保護の方策について議論を通してビジョンや手段を決める場を設ける。2030年には、自伐型林業推進、森林環境税を活用した森林経営管理、バイオマスの活用等をうまく組み合わせた施策を実現する。	
15.5 自然生息地の劣化を抑制し、生物多様性の損失を阻止し、2020年までに絶滅危惧種を保護し、また絶滅防止するための緊急かつ意味のある対策を講じる。	2020年までに、人工林から混交林、あるいは地域によって広葉樹林への転換に向けた施策方針について議論を進めていく。	サンクチュアリエリアの設定
15.6 国際合意に基づき、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を推進するとともに、遺伝資源への適切なアクセスを推進する。		
15.7 保護の対象となっている動植物種の密猟及び違法取引を撲滅するための緊急対策を講じるとともに、違法な野生生物製品の需要と供給の両面に対処する。		
15.8 2020年までに、外来種の侵入を防止するとともに、これらの種による陸域・海洋生態系への影響を大幅に減少させるための対策を導入し、さらに優先種の駆除または根絶を行う。		
15.9 2020年までに、生態系と生物多様性の価値を、国や地方の計画策定、開発プロセス及び貧困削減のための戦略及び会計に組み込む。	2020年までに、生物種の調査を行い把握する。地域の生態系と生物多様性の価値について検討、評価する委員会を設け、1年かけて検討し明らかにする。2030年あるいはそれに最も近い自治体総合計画改定において、その結果を生かした計画策定を行う。	
15.a 生物多様性と生態系の保全と持続的な利用のために、あらゆる資金源からの資金の動員及び大幅な増額を行う。		
15.b 保全や再植林を含む持続可能な森林経営を推進するため、あらゆるレベルのあらゆる供給源から、持続可能な森林経営のための資金の調達と開発途上国への十分なインセンティブ付与のための相当量の資源を動員する。	2020年までに、皆伐、過間伐等の禁止を促し、かつ、木材資源利用の制限等を見直し、持続可能な林業の育成、森林の保全・保護の方策に努める。また、過度な木材需要量目標の見直しを図る	
15.c 持続的な生計機会を追求するために地域コミュニティの能力向上を図る等、保護種の密猟及び違法な取引に対処するための努力に対する世界的な支援を強化する。		
目標 16. 持続可能な開発のための平和と包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する		
16.1 あらゆる場所において、すべての形態の暴力及び暴力に関連する死亡率を大幅に減少させる。		
16.2 子どもに対する虐待、搾取、取引及びあらゆる形態の暴力及び拷問を撲滅する。		

SDGs169の目標	気候変動・日本地域社会訳案	目標・指標
16.3 国家及び国際的なレベルでの法の支配を促進し、すべての人々に司法への平等なアクセスを提供する。		
16.4 2030年までに、違法な資金及び武器の取引を大幅に減少させ、奪われた財産の回復及び返還を強化し、あらゆる形態の組織犯罪を根絶する。		
16.5 あらゆる形態の汚職や贈賄を大幅に減少させる。	2030年までに、苦情処理機能、行政監視機能、行政改善機能と調査権限を有するオンブズマン制度を導入する。毎年報告書を作成し、社会に公開する。	
16.6 あらゆるレベルにおいて、有効で説明責任のある透明性の高い公共機関を発展させる。	2030年までに、住民自治の推進を主目的とする条例(自治基本条例、まちづくり基本条例等)を、実質的な住民参画を通して制定する。条例には次の規定を盛り込むこととする。(a)自治の基本原則(b)自治基本条例の位置付け(自治体における最高法規であること)(c)情報共有の原則(d)住民参画の原則(e)子どもの参画の保障(f)協働の原則(g)多様性の原則(h)計画策定における住民参画の保障(i)条例制定における住民参画の保障(j)施策の実施段階における住民参画の保障(k)住民投票の原則・実施(l)取り組みの評価、改善段階における住民参画の保障(m)住民、議会及び首長の役割・責務(n)基本的人権の尊重	
16.7 あらゆるレベルにおいて、対症的、包摂的、参加型及び代表的な意思決定を確保する。	2030年までに、住民自治の推進を主目的とする条例(自治基本条例、まちづくり基本条例等)を、実質的な住民参画を通して制定する。条例には次の規定を盛り込むこととする。(a)自治の基本原則(b)自治基本条例の位置付け(自治体における最高法規であること)(c)情報共有の原則(d)住民参画の原則(e)子どもの参画の保障(f)協働の原則(g)多様性の原則(h)計画策定における住民参画の保障(i)条例制定における住民参画の保障(j)施策の実施段階における住民参画の保障(k)住民投票の原則・実施(l)取り組みの評価、改善段階における住民参画の保障(m)住民、議会及び首長の役割・責務(n)基本的人権の尊重	
16.8 グローバル・ガバナンス機関への開発途上国の参加を拡大・強化する。		
16.9 2030年までに、すべての人々に出生登録を含む法的な身分証明を提供する。		
16.10 国内法規及び国際協定に従い、情報への公共アクセスを確保し、基本的自由を保障する。	2030年までに、住民自治の推進を主目的とする条例(自治基本条例、まちづくり基本条例等)を、実質的な住民参画を通して制定する。条例には次の規定を盛り込むこととする。(a)自治の基本原則(b)自治基本条例の位置付け(自治体における最高法規であること)(c)情報共有の原則(d)住民参画の原則(e)子どもの参画の保障(f)協働の原則(g)多様性の原則(h)計画策定における住民参画の保障(i)条例制定における住民参画の保障(j)施策の実施段階における住民参画の保障(k)住民投票の原則・実施(l)取り組みの評価、改善段階における住民参画の保障(m)住民、議会及び首長の役割・責務(n)基本的人権の尊重	
16.a 特に開発途上国において、暴力の防止とテロリズム・犯罪の撲滅に関するあらゆるレベルでの能力構築のため、国際協力などを通じて関連国家機関を強化する。		
16.b 持続可能な開発のための非差別的な法規及び政策を推進し、実施する。	2030年までに、住民自治の推進を主目的とする条例(自治基本条例、まちづくり基本条例等)を、実質的な住民参画を通して制定する。条例には次の規定を盛り込むこととする。(a)自治の基本原則(b)自治基本条例の位置付け(自治体における最高法規であること)(c)情報共有の原則(d)住民参画の原則(e)子どもの参画の保障(f)協働の原則(g)多様性の原則(h)計画策定における住民参画の保障(i)条例制定における住民参画の保障(j)施策の実施段階における住民参画の保障(k)住民投票の原則・実施(l)取り組みの評価、改善段階における住民参画の保障(m)住民、議会及び首長の役割・責務(n)基本的人権の尊重	
目標 17. 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する		
資金		
17.1 課税及び徴税能力の向上のため、開発途上国への国際的な支援なども通じて、国内資源の動員を強化する。		
17.2 先進国は、開発途上国に対するODAをGNI比0.7%に、後発開発途上国に対するODAをGNI比0.15-0.20%にするという目標を達成すると多くの国によるコミットメントを含むODAに係るコミットメントを完全に実施する。ODA供与国が、少なくともGNI比0.20%のODAを後発開発途上国に供与するという目標の設定を検討することを奨励する。		
17.3 複数の財源から、開発途上国のための追加的資金源を動員する。		
17.4 必要に応じた負債による資金調達、債務救済及び債務再編の促進を目的とした協調的な政策により、開発途上国の長期的な債務の持続可能性の実現を支援し、重債務貧困国(HIPC)の対外債務への対応により債務リスクを軽減する。		
17.5 後発開発途上国のための投資促進枠組みを導入及び実施する。		
技術【軍科協、国地環境、国地総全般】		
17.6 科学技術イノベーション(STI)及びこれらへのアクセスに関する南北協力、南南協力及び地域的・国際的な三角協力を向上させる。また、国連レベルをはじめとする既存のメカニズム間の調整改善や、全世界的な技術促進メカニズムなどを通じて、相互に合意した条件において知識共有を進める。		
17.7 開発途上国に対し、譲許的・特惠的条件などの相互に合意した有利な条件の下で、環境に配慮した技術の開発、移転、普及及び拡散を促進する。		
17.8 2017年までに、後発開発途上国のための技術バンク及び科学技術イノベーション能力構築メカニズムを完全運用させ、情報通信技術(ICT)をはじめとする実現技術の利用を強化する。		
能力構築【国協企、国協総】		
17.9 すべての持続可能な開発目標を実施するための国家計画を支援するべく、南北協力、南南協力及び三角協力などを通じて、開発途上国における効果的かつ的をばった能力構築の実施に対する国際的な支援を強化する。		
貿易【経国貿】		
17.10 ドーハ・ラウンド(DDA)交渉の結果を含めたWTOの下での普遍的でルールに基づいた、差別的でない、公平な多角的貿易体制を促進する。		
17.11 開発途上国による輸出を大幅に増加させ、特に2020年までに世界の輸出に占める後発開発途上国のシェアを倍増させる。		
17.12 後発開発途上国からの輸入に対する特惠的な原産地規則が透明で簡略かつ市場アクセスの円滑化に寄与するものとなるようにすることを含む世界貿易機関(WTO)の決定に矛盾しない形で、すべての後発開発途上国に対し、永続的な無税・無枠の市場アクセスを適時実施する。		
体制面【国地総】		
政策・制度的整合性		
17.13 政策協調や政策の首尾一貫性などを通じて、世界的なマクロ経済の安定を促進する。		
17.14 持続可能な開発のための政策の一貫性を強化する。	17.14 JL 持続可能なまちづくり、パリ協定実気のための政策を総合的に組み立て、実施する。総合計画にパリ協定、SDGsを組み入れる	
17.15 貧困撲滅と持続可能な開発のための政策の確立・実施にあたっては、各国の政策空間及びリーダーシップを尊重する。		
マルチステークホルダー・パートナーシップ		
17.16 すべての国々、特に開発途上国での持続可能な開発目標の達成を支援すべく、知識、専門的知見、技術及び資金源を動員、共有するマルチステークホルダー・パートナーシップによって補完しつつ、持続可能な開発のためのグローバル・パートナーシップを強化する。	17.16 JL 開発途上国の地域社会での持続可能な開発目標の達成を支援すべく、知識、専門的知見、技術を交流支援するマルチステークホルダー・パートナーシップを日本の先進的自治体のネットワークで強化する。	
17.17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。	17.17 JL さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な行政、事業者、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。	
データ、モニタリング、説明責任		
17.18 2020年までに、後発開発途上国及び小島嶼開発途上国を含む開発途上国に対する能力構築支援を強化し、所得、性別、年齢、人種、民族、居住資格、障害、地理的位置及びその他各国事情に関連する特性別の質が高く、タイムリーかつ信頼性のある非集計型データの入手可能性を向上させる。		
17.19 2030年までに、持続可能な開発の進捗状況を測るGDP以外の尺度を開発する既存の取組を更に前進させ、開発途上国における統計に関する能力構築を支援する。	17.19 JL 持続可能な開発及びパリ協定を実現する社会への進捗状況を測るGDP以外の尺度を自治体、市民社会のネットワークで開発する。	